

## 岡山県教育委員会会議傍聴上の留意事項

岡山県教育委員会会議は、岡山県教育委員会会議規則(以下「会議規則」という。)及び岡山県教育委員会傍聴規則(以下「傍聴規則」という。)の定めるところにより公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よく読んでください。

### 1 会議の公開(会議規則第12条)

会議は原則として公開ですが、次のいずれかに該当する議題で、出席者の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した議題は、非公開となります。

- (1) 人事に関する事。
- (2) 争訟に関する事。
- (3) 個人及び団体の顕彰に関する事。
- (4) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
- (5) 知事又は議会への意見の申出その他知事、市町村の教育委員会その他の関係機関との協議等を必要とする事項
- (6) 会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項

### 2 傍聴の手続(傍聴規則第2条)

- (1) 傍聴を希望される方は、開会前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 会議室の制約上、傍聴人数は6名までとします。ただし、報道関係者で教育長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

### 3 傍聴できない方(傍聴規則第3条)

傍聴される方は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、傍聴席に入ることはできません。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している場合

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を携帯している場合
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している場合
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、ビデオ機器等を携帯している場合(報道関係者等で、教育長が特別に認めた場合を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯している場合
- (6) げた、木製サンダル等を履いている場合
- (7) 酒気を帯びていると認められる場合
- (8) 異様な服装をしている場合
- (9) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると教育長が認めた場合  
なお、教育長は、係員に上記(1)～(5)に掲げる物品を携帯しているか否かを質問させることがあります。これに応じない場合は入室を禁止することがあります。

#### 4 傍聴される方に守っていただきたいこと(傍聴規則第4条)

傍聴される方は、静粛にし、次のことを守らなければいけません。

- (1) 議事内容に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑など騒ぎ立てないこと。
- (3) 許可なく写真撮影、録画、録音等これに類する行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他無線通話装置を使用しないこと。(電源を切ってください。)
- (5) 飲食、喫煙をしないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。(原則として一度退出すると再入場できません。)
- (7) 教育長又は係員の指示に反する行為をしないこと。
- (8) 威嚇行為や会場の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。

#### 5 違反に対する措置及び退場(傍聴規則第5条、第6条)

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。